

令和 3 年 2 月 9 日
環境生活部ダイバーシティ社会推進課

第 3 次三重県男女共同参画基本計画（案）について

1 趣旨

男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 23 年に「第 2 次三重県男女共同参画基本計画」を策定した後、平成 29 年に改定し、一人ひとりが性別に関わらず自立した個人としてその個性と能力を十分発揮できる社会の実現に向け、さまざまな取組を進めてきました。

現行計画の期間が令和 2 年度で終了することから、社会情勢等の変化や国の「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月閣議決定）をふまえた「第 3 次三重県男女共同参画基本計画」（案）をとりまとめました。

2 計画案の概要

（1）計画期間

令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間

（2）めざす姿

- ・一人ひとりが性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現をめざします。
- ・計画を推進するにあたっては、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざす SDGs の考え方を取り入れ、各目標（ゴール）との関連性を明らかにし、分野横断的に取り組んでいきます。
- ・また、ダイバーシティの視点をふまえ、多様な主体が参画・活躍できる社会の実現という観点から、各取組を推進していきます。このうち、人口の半分を占める女性の参画は未だ途上にあることから、その参画・活躍の拡大に向けた取組を展開していきます。
- ・さらに、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づく計画として位置づけ、性を理由として生じるさまざまな課題の解決を図っていきます。
- ・こうした取組を推進していくことは、SDGs がめざす持続可能な社会、ダイバーシティ社会や多様な性的指向・性自認を認め合う社会の実現に寄与するものであり、相互に補完し合うものです。

（3）施策

以下の 3 つの基本方向により施策を推進します。

【基本方向】職業生活における女性活躍の推進

雇用等の分野や自営業における女性活躍の推進に向けて、意思決定の場への女性の参画に向けた取組を展開するとともに、男性中心型労働慣行を見直し、仕事と子育て・介護を両立でき、誰もが能力を発揮できる環境の整備に取り組みます。

【基本方向】男女共同参画を推進するための基盤の整備

県や市町等の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けて意識の普及や教育等の取組を推進します。

【基本方向】誰もが安心して暮らせる環境の実現

性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、誰もが参画・活躍できるよう環境の整備等に取り組むとともに、家庭・地域における活動や健康づくりに向けた支援を推進します。また、男女共同参画を阻害する暴力等に対する取組を展開します。

(4) 推進体制等

- ・庁内推進組織である、「三重県男女共同参画推進会議」や「三重県ダイバーシティ社会推進本部」を活用し、男女共同参画や多様な性的指向・性自認に関する施策を総合的に推進します。
- ・実施計画を策定し、施策の進行管理を行うとともに、年次報告書を毎年1回作成し、議会に報告・公表します。
- ・三重県男女共同参画審議会において、県の施策の実施状況について評価を行うとともに、知事への提言等を行います。

3 審議経過等

(1) 県議会

令和2年6月 環境生活農林水産常任委員会で計画策定の方針を説明
10月 同常任委員会で中間案について説明
令和3年1月 同常任委員会で最終案について説明

(2) 三重県男女共同参画審議会

令和2年5月 諮問、策定方針の審議
7月 素案審議
9月 中間案審議
11月 最終案審議
令和3年1月 答申

(3) パブリックコメント

令和2年10月から11月までの間、中間案に係るパブリックコメントおよび市町への意見照会を実施しました。延べ66件の意見が提出され、このうち6件について反映しました。

4 今後のスケジュール

2月 計画案 議案提出
3月 環境生活農林水産常任委員会（議案の審議）
議決後、ホームページ等を通じて公表、市町等への周知